

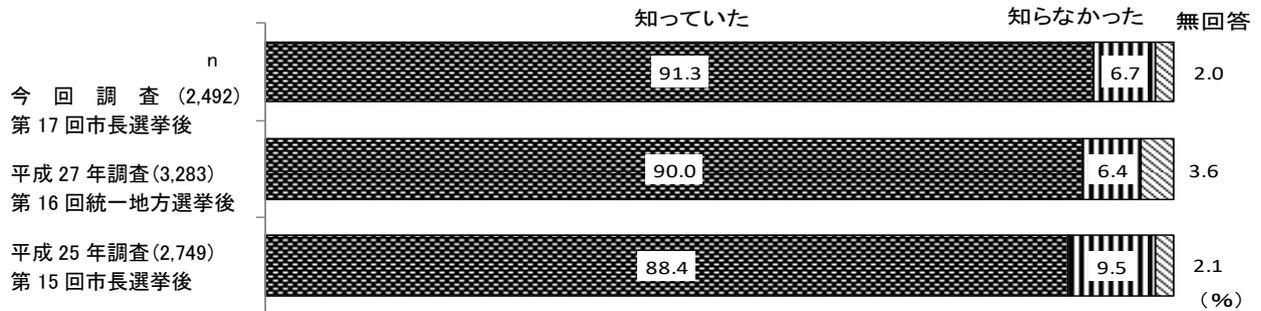
VI 選挙意識

1 政治家の寄附が罰則の対象となることの認知と認知媒体

◇ 政治家の寄附が罰則の対象になることを「知っていた」人は 91.3%

問20 政治家が選挙区内の人に寄附をすることは禁止されており、原則として罰則の対象となりますが、あなたはこのことをご存じでしたか。(○は1つだけ)

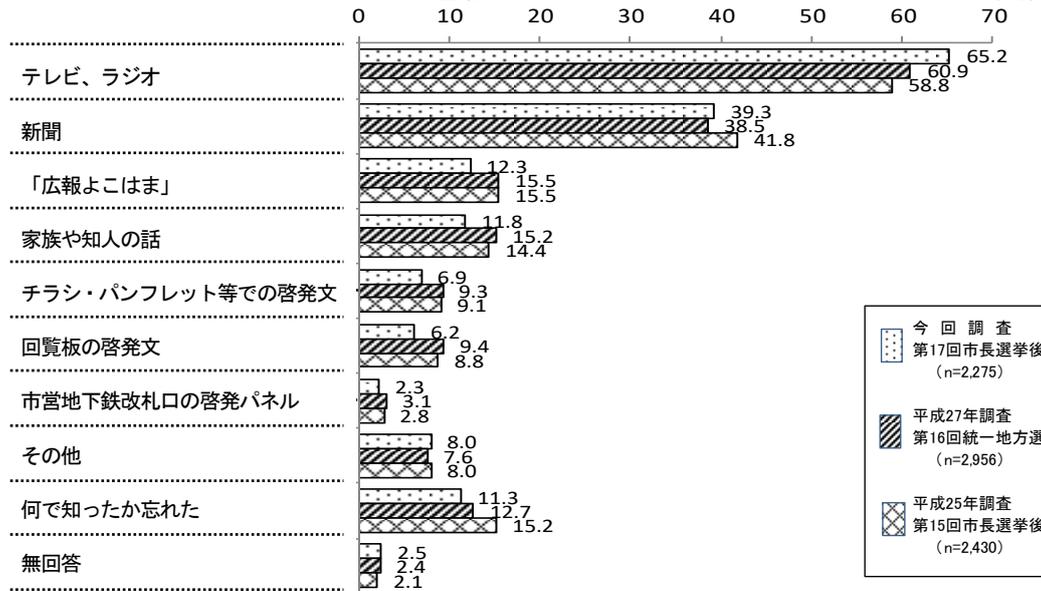
図表VI-1-1



(問20で「1 知っていた」とお答えの方に)

問20-1 あなたは、このことを何で知りましたか。次の中からあげてください。(○はいくつでも)

図表VI-1-2



政治家が選挙区内の人に寄附をすることは禁止されており、原則として罰則の対象となることを「知っていた」人は 91.3%、「知らなかった」人は 6.7%となっている。

平成 27 年調査（第 16 回 統一地方選挙後）及び平成 25 年調査（第 15 回 市長選挙後）と比較すると、「知っていた」人はわずかずつ増えている。（図表VI-1-1）

政治家の寄附が罰則の対象となることを「知っていた」と答えた方（2,275 人）に、知ったきっかけを聞いたところ、「テレビ、ラジオ」が 65.2%で最も多く、次いで「新聞」（39.3%）、「『広報よこはま』（12.3%）、「家族や知人の話」（11.8%）などの順となっている。

平成 27 年調査（第 16 回 統一地方選挙後）及び平成 25 年調査（第 15 回 市長選挙後）と比較すると、「テレビ、ラジオ」は、増加しており、「『広報よこはま』」、「家族や知人の話」、「チラシ・パンフレッ

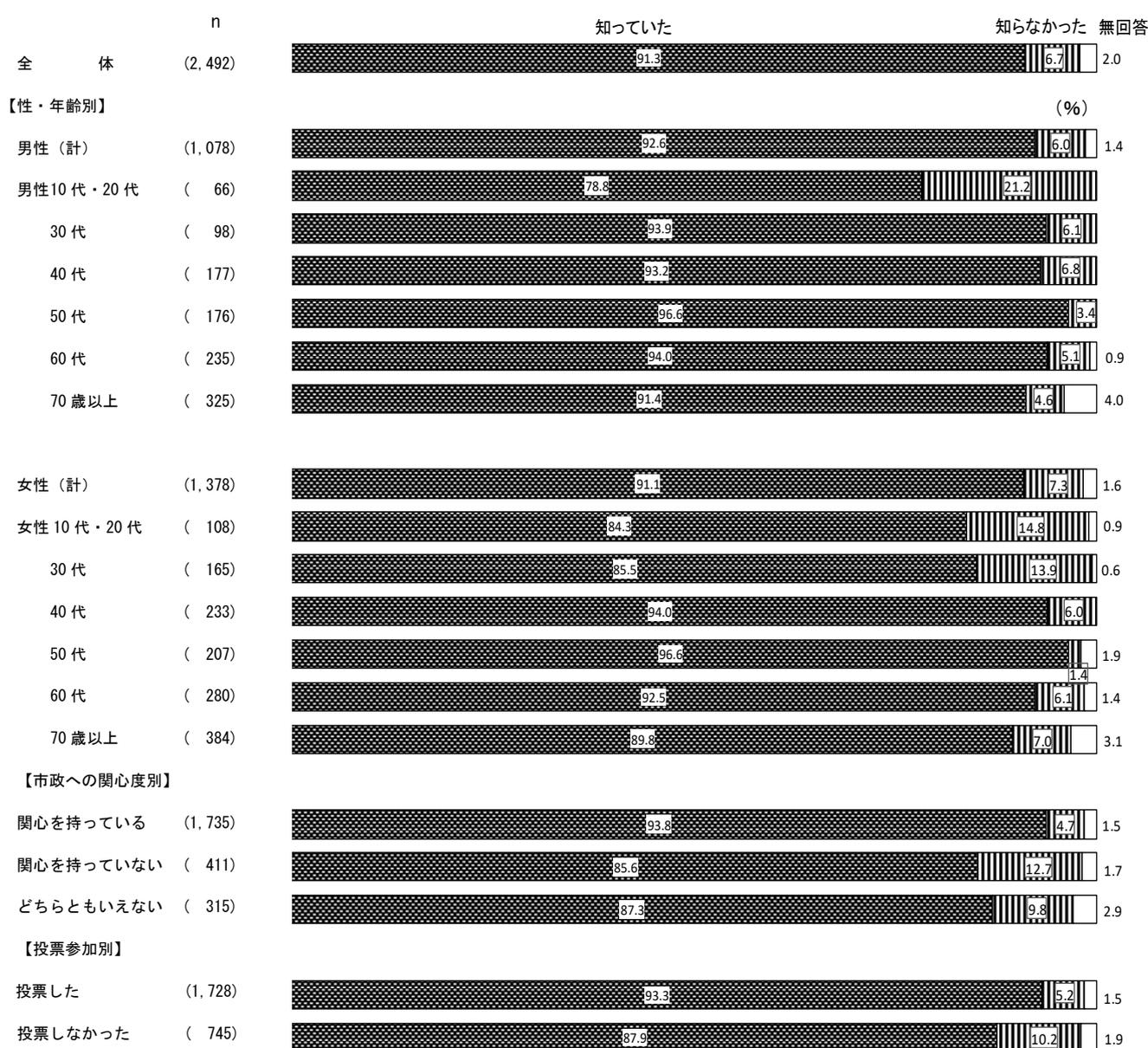
ト等での啓発文」、「回覧板での啓発文」、また、「何で知ったか忘れた」も減少傾向になっている。(図表VI-2-2)

性・年齢別にみると、「知っていた」は、男性10代・20代で78.8%となっている他は、すべての年代で8割を超えている。(図表VI-1-3)

市政への関心度別にみると、「知っていた」は市政に関心のある人(93.8%)の方が、市政に関心のない人(85.6%)より8.2ポイント高くなっている。(図表VI-1-3)

投票参加別にみると、「知っていた」は、投票した人(93.3%)の方が、投票しなかった人(87.9%)より5.4ポイント高くなっている。(図表VI-1-3)

図表VI-1-3 政治家の寄附が罰則の対象となることの認知
(性・年齢別、市政への関心度別、投票参加別)

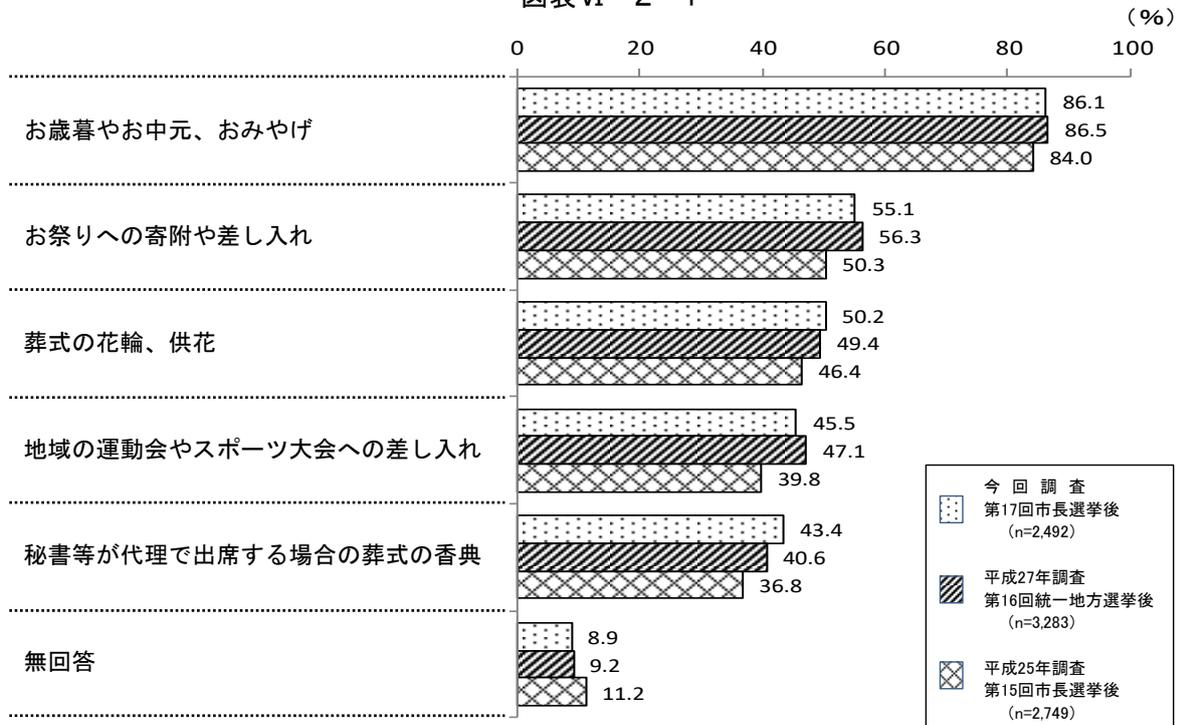


2 罰則をもって禁止されている寄附にあたるもの

◇ 「お歳暮やお中元、おみやげ」が 86.1%

問21 政治家が、選挙区内の人に金品を贈ることは、禁止されています。次の1～5は、罰則をもって禁止されている寄附にあたるものですが、あなたの知っているものをすべてあげてください。(〇はいくつでも)

図表VI-2-1



罰則をもって禁止されている寄附にあたるものを知っているか聞いたところ、「お歳暮やお中元、おみやげ」が 86.1%で最も多く、次いで「お祭りへの寄附や差し入れ」(55.1%)、「葬式の花輪、供花」(50.2%)、「地域の運動会やスポーツ大会への差し入れ」(45.5%)、「秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典」(43.4%)の順となっている。

平成 27 年調査（第 16 回 統一地方選挙後）及び平成 25 年調査（第 15 回 市長選挙後）と比較すると、「葬式の花輪、供花」、「秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典」では増加している。（図表VI-2-1）

性・年齢別にみると、「お歳暮やお中元、おみやげ」は男女ともすべての年代で最も高く、男・女10代・20代を除いてすべて80～90%台の高い数値となっている。「葬式の花輪、供花」は『男性(計)』(48.5%)の方が『女性(計)』(39.6%)より8.9ポイント高くなっている。「秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典」は『男性(計)』(50.5%)の方が『女性(計)』(42.0%)より8.5ポイント高くなっている。各項目とも、おおむね高い年代ほど知っているものの割合が高くなる傾向にある。(図表VI-2-2)

図表VI-2-2 罰則をもって禁止されている寄附にあたるもの(性・年齢別)

